

様式第2号（第6条関係）

## モバイルルータ等借用書

群馬県立高崎高等学校長 様

下記のモバイルルータ及び付属品一式を借用しました。

モバイルルータ本体	富士ソフト株式会社製	型番 FS030W	1台
MicroUSBケーブル			1本
ACアダプター			1本

なお、利用にあたっては、別添 モバイルルータ利用上の注意を遵守します。

借 用 日	年 月 日
利用者署名 (生徒)	学 年 _____ 組 (科) _____ 番 号 _____ 氏 名 _____
保護者署名	
モバイルルータ 管 理 番 号	※モバイルルータに貼付の管理番号を記入する。

## モバイルルータ等利用上の注意

- 1 利用者は、モバイルルータ等の貸与を受けた時から返却するまでの間、善良な管理者の注意をもって保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 モバイルルータ等の利用に当たっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) モバイルルータ等を他者に利用させ、又は転貸すること。
  - (2) モバイルルータ等を売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3) 別途貸与されている学習用端末以外の機器を接続すること。
  - (4) モバイルルータ等を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 3 利用者は、学校長から指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 モバイルルータの充電及び給電に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 利用者は、モバイルルータ等を紛失したとき又は損傷したときは、直ちにモバイルルータ等紛失・損傷届（様式第3号）を学校長に提出しなければならない。
- 6 利用者の故意又は過失によりモバイルルータ等を紛失したり損傷を及ぼしたりした場合には、モバイルルータ等の原状に復する費用は、利用者の負担とする。
- 7 利用者は、モバイルルータ等の利用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により本県又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
- 8 学校長及び本県は、学校長又は本県の意図に反するモバイルルータ等の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9 利用者が退学及び停学になった場合には貸与を中止する。また、休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸与を中止する場合がある。いずれの場合においても、利用者は学校長が別途定める日までにモバイルルータ等を返却しなければならない。
- 10 利用者は、学校長が別に定める貸与期間終了日までに、モバイルルータ等を返却しなければならない。
- 11 利用者が、モバイルルータ等を前2項の返却すべき日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は学習用端末等の価額を弁償する責任を負う。
- 12 貸与期間中であっても、管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
- 13 利用者の保護者は、本利用上の注意に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 14 その他、モバイルルータ等の利用に際しては、学校長の指示に従うものとする。

様式第3号（第9条関係）

モバイルルータ等紛失・損傷届	
区 分	紛失 ・ 損傷 (該当するものに○)
生徒氏名	
学年等	_____年 _____組(科) _____番
対象	モバイルルータ ・ MicroUSBケーブル ・ ACアダプター
管理番号	
紛失・損傷年月日	_____年 _____月 _____日
理由及びその状況（できるだけ詳細に記載してください）	

※紛失・盗難の場合はその旨を警察に届け出たことを証する書面の写し等を添付してください。